

## イベント開催にあたっての留意事項について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

これまでもホームページ等でお知らせしておりましたが、イベント開催にあたっては、下記のとおり、イベントの規模等に応じて「感染防止安全計画の提出」または「感染防止策チェックリストの公表」の策定が必要になりますので、改めてお知らせいたします。

### ① 「感染防止安全計画」の策定対象⇒下図

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、**「感染防止安全計画」を策定し、東京都の確認**を受けた場合、人数上限を収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることができます。(対象となるイベントや必要書類等をご確認いただき、イベント開催日の2週間前を目途に東京都へご提出ください)

### ② 「イベント開催時のチェックリスト」の策定対象⇒下図

上記の「感染防止安全計画」の策定対象とならないイベントを開催する場合、**「イベント開催時のチェックリスト」をHP等で公表**し、イベント終了日から1年間保管してください。(東京都の確認を受ける必要はありません)

### ■施設規模に応じた動員人数

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
① 収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
② 「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 ⇒ 収容定員まで可		

※1 収容定員が設定されていない場合

- ・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し
- ・人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可

※ 「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし

※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※3 上記の制限は令和5年1月27日から「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

詳細や各種様式については、「東京都防災ホームページ」をご確認ください。

▷【1月27日から】イベントの開催制限等について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1022152.html>

ご不明点については、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

▷【お問い合わせ】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電話番号：03-5388-0567 開設時間：9時から19時まで（土日祝日含む毎日）